

兵庫地方最低賃金審議会

第4回鉄鋼業専門部会

議事録

日 時	令和7年10月1日(水) 12時58分～14時09分			
場 所	兵庫労働局 第3共用会議室			
出席者	公益代表委員	三上部会長、高階委員		
	労働者代表委員	小西委員、藤田委員、村上委員		
	使用者代表委員	井上委員、篠田委員、吉川委員		
	事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 村田労働基準監督官		
議 題	(1) 兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他			
○村田労働基準監督官 ただ今から、第4回兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、坂本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はありませんでしたので御報告いたします。 では、この後の進行につきまして、部会長にお願いいたします。				
○三上部会長 はい。それでは議題に入りたいと思います。 議題（1）の「兵庫県鉄鋼業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。 前回の労使それぞれの主張としましては、 労働者側は 71円引上げの1,187円を提示されました。前回提示した金額は申出の労働協約最下限額を踏まえたものであり、問題はないと考えるもの、前回公益側の歩み寄りの要請及び業界を取り巻く状況等を踏まえて再考した。その結果、基幹労連加盟組合定昇込みの賃上げ率平均6.3%を踏まえ、プラス71円、時間額1,187円を再提示する、ということです。				

一方、使用者側は 50 円引上げの 1,166 円ということでした。当産業の足元の状況が非常に良くない。中小企業のことを考えると、当産業の特定最賃については今回大幅に引き上げられる地賃との優位性を考えて慎重に検討するべきである。前回、公益側の歩み寄りの要請を受け、労働組合のない企業の労働者に波及させるための根拠ある数値として、今年の連合兵庫の春闘の最終回答集計結果にある製造業 99 人未満賃上げ率 4.46 パーセントを基にプラス 50 円、時間額 1,166 円を再提示する。ということでした。

その後、公労会議、公使会議を複数回行い、労使会議も行っていただきましたが、結論は出ず、次回持ち越しとなりました。

以上の経過でよろしいでしょうか。

○各側委員

はい。

○三上部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○各側委員

よろしくお願いします。

(各側委員、別室で打合せ)

○三上部会長

それでは、審議を再開します。

では、申出をいただいた労働者側委員から理由とともに引上げ額及び改定後の金額提示をお願いできますか。

○小西委員

それよりも、労使で協議をさせてもらいたいのですが。

○三上部会長

使用者側委員はよろしいですか。

○篠田委員

前回の続きということで、できれば。

○三上部会長

前回協議をしていただいて、まだ結論が出ていないということで引き続き労使で協議しま

すか。それでは、そういうことでお願ひします。

(別室で労使会議、公労会議)

○三上部会長

お待たせしました。それでは審議を再開いたします。

まず労使で協議をしていただきました。それを踏まえて公益側として使用者側、労働側それぞれに意見を聴取いたしました。

その結果、労働者側としては連合の春闘の結果で有期労働者の経過措置の 5.8 パーセント、これを踏まえて 65 円という数字を最終的に提示されました。一方で使用者側は全国の地賃の上げ幅の目安、B ランクの 63 円を重視されて業界としての優位性のさまざまな状況を加味しても、ぎりぎりのラインということでした。

労使ともに、労働者側は 65 円、使用者側は 63 円という数字がそれぞれに根拠を持って主張でき、しかも折り合いを見い出せるぎりぎりの数字であるということをそれからお聞きいたしました。その上で公益側として案の提示を示していただければという御提案を受けたところです。

結論をとりまとめることが最重要であり、労使で納得いただける案をこちらが示せるか、検討いたしました。結論としては、金額といたしましては 64 円プラスの 1,180 円を公益側の案として御提示をしたいと思います。

その理由としましては、一つは 63 円という数字が、使用者側もお認めいただけるぎりぎりのラインであり、これが一つの全国的な目安でもあって、使用者側としてはベースとなるということです。それと兵庫県の政労使会議でも特定最賃につきましても引き続き引上げを図っていく、という方向性としては合意していることもあります。

さらに、これも使用者側の方も重々お認めいただけるところですが、業界としての事情ですね。非常に過酷な環境の中で高い技術を維持しながら基幹産業を守ってきているということと、この維持とともに魅力の発信、労働条件の改善を図っていかなければならないということ。この認識につきましては労使ともに共通認識だと我々受けとめております。

こういった事情を加味しますと、63 円とした数字をベースとした上で賃上げの大前提の方針、それからさらに業界としての事情を鑑みた優位性を何らかプラスすると、これに 1 円積み上げて 64 円という数字を公益としてお示しするのが妥当かな、と考えたところです。

ということで、公益委員としては引上げ幅 64 円の時間額 1,180 円を、今申し上げた理由で御提案したいと思います。

兵庫県鉄鋼業賃金については 64 円引上げの 1,180 円、効力発生日令和 7 年 12 月 1 日、以上にしたいと思いますがこれで御賛同いただけますでしょうか、御異議ございませんか。

○各側委員

異議なし。

○三上部会長

よろしいですか。ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、最低賃金を時間額 1,180 円、引上げ額 64 円と決議されたことを確認しました。

では、事務局において、この内容で報告文（案）、答申文（案）を作成してください。よろしくお願ひします。

○安積賃金室長

それでは準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

○三上部会長

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文（案）を読み上げてください。

○村田労働基準監督官

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会会长 山口隆英殿

兵庫地方最低賃金審議会 兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会 部会長 三上喜美男

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を進めた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 坂本知可 高階利徳 三上喜美男

労働者代表委員 小西啓介 藤田修平 村上憲治

使用者代表委員 井上文男 篠田 兼 吉川和宏

別紙

兵庫県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域 兵庫県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

(1) 鉄鋼業

(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。

(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務
ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,180円
5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6 効力発生の日 令和7年12月1日
以上です。

○三上部会長

ただ今読み上げていただいた、報告文（案）の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、報告文（案）から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

それでは事務局で、答申文（案）を読み上げてください。

○村田労働基準監督官

令和7年10月1日

兵庫労働局長 金成真一殿

兵庫地方最低賃金審議会 会長 山口隆英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基0718第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙 兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下は報告文案と同じですので、省略させていただきます。

○三上部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文（案）の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長

それでは、答申文（案）から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いしま

す。

○安積賃金室長

では準備させていただきます。

(会議室中央において、部会長から労働基準部長に答申文を交付)

○三上部会長

続いて、議題(2)「その他」ですが、事務局から、説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○三上部会長

本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月18日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県鉄鋼業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。委員皆様のご努力と審議会運営に対する御協力につきまして改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで今年の兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会は終了いたします。

< 終了 >

三上 喜美男

小西 啓介

吉川 和宏